

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例について

1 廃止の理由

滋賀県立県民交流センターが所在するピアザ淡海の民間事業者への売却に伴い、滋賀県立県民交流センターを廃止するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）を廃止しようとするものです。

2 施行期日

令和8年10月1日

3 施設概要等

(1) 施設の概要

- 設置目的 生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するため
- 設置年月 平成11年4月
- 所在地 大津市におの浜一丁目1-20
- 施設 ピアザホール、大会議室、特別会議室、中小会議室（12室）、和室、練習室等
- 年間延利用者数 196,832人（令和7年度）

(2) これまでの経緯

令和元年度	ピアザ淡海あり方検討会会議設置
令和2～3年度	ピアザ淡海利活用方針を策定、サウンディング市場調査を実施 ※現行形態により、公共機能の費用は公共負担としても、老朽化対策をカバーしてまで経営参画を希望する事業者はなかった。
令和5年12月	ピアザ淡海のあり方検討の進め方を策定 ※民間事業者の自由度の高い、公共の所有に捉われない形で、サウンディング市場調査を行うこととした。
令和6年7月	サウンディング市場調査を実施 ※サウンディング市場調査後の質問票による調査において、①建物の全部取得を希望、②土地は定期借地でも可、③公共施設は賃借入居を希望という意見があった。
令和7年3月	ピアザ淡海のあり方方針を策定 ※県民交流センターは廃止
令和7年10月31日	ピアザ淡海利活用事業の公募開始 ※あり方方針の内容から公募要領を作成
令和8年3月30日	ピアザ淡海利活用事業の優先交渉事業者の決定
令和8年5月11日	ピアザ淡海利活用事業の基本協定締結

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和8年9月30日	県民交流センターの廃止
令和8年10月1日	・ピアザ淡海の建物の事業者への引渡し ・滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例廃止

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

滋賀県立県民交流センターを廃止するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成 10 年滋賀県条例第 35 号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例
滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。